

兵庫県公報

平成30年 2月13日 火曜日 第 2976 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 保安林の指定の予定通知（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請書の概要（環境整備課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 土地収用法に基づく事業の認定（起業者 神崎郡福崎町）（用地課）	4
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	6
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	7
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	9
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	9
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	10
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	14
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	15
○ 落札者等の公示（県立健康生活科学研究所）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17

告 示

兵庫県告示第109号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年 2月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 保安林の所在場所
南あわじ市灘白崎字家ノ向1（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第110号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年2月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
佐用郡佐用町桑野字大途東平226、字大途奥227、229、230の1から230の5まで、231、字大途中ノ切228、字大途232、233、235、236、字大途西平234の1、234の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大途東平226・字大途西平234の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字大途235、236
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第111号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年2月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
神戸市北区山田町下谷上字芝床ノ上5の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、神戸県民センター神戸農林振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第112号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
シマダヤ近畿株式会社
滋賀県近江八幡市上田町84-8
代表取締役社長 佐々木 清 輝
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
シマダヤ近畿株式会社兵庫工場
宍粟市山崎町川戸1121-10
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	16号 湯煮施設		
能 力	6,000食/時		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後17日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	7時～19時 12時間		
使用時間の季節的変動の概要	冬期増		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	4～6	4～6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	6,000	8,000
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	4,000	6,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	2,000	4,000
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	65	75
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	10	15
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	59.5	82.5	

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年2月13日から同年3月6日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び宍粟市市民生活部環境課



兵庫県告示第113号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第4項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び生活環境影響調査書を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、兵庫県知事に生活環境保全上の見地からの意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び当該申請についての意見を記載した文書を加古川市加古川町寺家町天神木97-1 東播磨県民局地域振興室環境課に提出すること。

平成30年 2月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請者の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
高砂市高砂町宮前町1番8号
株式会社カネカ 高砂工業所
高砂工業所長 落 合 計 夫
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
高砂市高砂町相生町945番14
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第13号
ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設
- (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
ポリ塩化ビフェニル汚染物
- (5) 産業廃棄物処理施設の処理能力
ポリ塩化ビフェニル汚染物 4.15t/日（24時間）
ア 汚泥等 2.4t/日（24時間）
イ ウェス等 1.0t/日（24時間）
ウ 空ドラム 0.75t/日（24時間）
計 4.15t/日（24時間）
- (6) 申請年月日
平成29年12月25日

2 縦覧期間

平成30年 2月13日（火）から同年 3月13日（火）まで

3 縦覧場所

兵庫県東播磨県民局地域振興室環境課及び高砂市生活環境部環境経済室環境政策課



兵庫県告示第114号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 2月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量（再設））

2 作業期間

平成30年 2月 9日から同月28日まで

3 作業地域

西宮市苦楽園四番町68番1地先



兵庫県告示第115号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年 2月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 起業者の名称

神崎郡福崎町

2 事業の種類

町道福崎駅田原線新設工事（兵庫県神崎郡福崎町福田字藤井地内から同町福田字町田地内まで）

3 起業地

(1) 収用の部分

兵庫県神崎郡福崎町福田字藤井及び町田地内

(2) 使用の部分

兵庫県神崎郡福崎町福田字藤井及び町田地内

4 事業の認定をした理由

町道福崎駅田原線新設工事（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号に規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

(1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、神崎郡福崎町福田字中溝地内のJR播但線・福崎駅（以下「福崎駅」という。）を起点として、同町南田原字三反田地内の一般国道312号と町道中島井ノ口線が交差する辻川西交差点を終点とする延長約1,050m（以下「本件区間」という。）の全体計画のうち、同町福田字藤井地内の県道甘地福崎線の拡幅部分との接続部から、同町福田字町田地内の町道馬田山崎線との交差点部までの延長100mの区間（以下「申請起業地区間」という。）について、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第3級の規格に基づく2車線、全幅員14mの道路を整備するものである。

また、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1項第4号に掲げる市町村道に関する事業で、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件について

町道福崎駅田原線（以下「本路線」という。）は、道路法第8条の規定に基づき福崎町が町道に認定した路線であり、同法第16条の規定に基づき福崎町が道路管理者となること等から、起業者である福崎町は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本路線は、神崎郡福崎町福田字中溝302番11を起点とし、福田字藤井341番1を終点とする延長168m（うち申請起業地区間は100m）の新設道路である。福崎駅から中心市街地方面を結ぶ県道甘地福崎線は、家屋・店舗等が多く建ち並び、かつ町立福崎小学校や町立福崎西中学校の通学路に指定されているにもかかわらず、幅員狭小な1車線道路であり、また、歩道も整備する余地がないため、車両の安全かつ円滑な通行や通勤・通学等における歩行者等の安全な通行に著しい影響があり、近年の自動車交通量の増加により、出会い頭等の交通事故も多発している状況にある。

また、中心市街地から福崎駅方面への交通を補完する一般国道312号は、県道三木宍粟線や姫路方面からの流入交通が集中するため、県道甘地福崎線と接続する福崎新町交差点付近では交通混雑が著しく、路線バス等の円滑な通行に大きな影響を与えている。

さらに、福崎駅には、路線バスが運行されているが、福崎駅のバス停位置は、駅の改札出口から約128m離れた町道駅南幹線と県道甘地福崎線が交差する福崎駅前交差点の南側に設置されており、通勤・通学等における路線バス利用者においては、途中横断歩道が2箇所ある等、駅からバス停間のアクセスの利便性が損なわれている状況にあることから、通勤・通学等利用者が不便な状況にある。

加えて、福崎駅前周辺は、木造建築物が密集し、幅員狭小な道路も多いため、防火性が低いことから、火災等発生時における緊急車両の迅速な救急活動や地域住民の安全な避難活動に大きな支障がある。

本件事業の完成により、福崎駅と中心市街地を直結する線形良好な2車線道路が整備されるため、安全かつ円滑な自動車交通の確保及び交通混雑の著しい一般国道312号や県道甘地福崎線の交通の分散化により福崎新町交差点付近の交通混雑の緩和が図られるほか、鉄道や路線バス等利用者の利便性及び都市防災機能並びに観光地への誘致や地域間の交流といった各向上に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業が環境に及ぼす影響については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に定める実施対象外の事業であるが、本路線の計画交通量（平成42年は3,700から7,300台まで/日）を対象とした相対的な評価として、県内の同等以上の交通量

を有する他路線における測定結果と比較し検討を行っており、その結果によると、車両の走行に起因する騒音、振動及び大気質については、全ての項目において環境基準等を満足している。

また、本件区域内の土地において、既往の環境調査情報等による文献調査によると、学術上又は希少性等の観点から重要な種とされている動植物が確認されている。これらについて、学識経験者に聞き取り調査をしたところ、「当該事業計画箇所は市街化が進んでいることから自然環境（動物・植物）に与える影響は小さい。」との回答を得ていることから、本件事業が及ぼす影響の程度は小さいと推測される。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のための特例の措置を講ずべき文化財は、見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 総合的判断

アで述べたところの得られる公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、県道甘地福崎線は、幅員狭小な1車線道路であり、歩道の整備も十分でないため、歩行者等の安全な通行に支障を来している。また、近年の交通量の増加に伴い、出会い頭等の交通事故も多発している状況であるため、本件事業を施行することにより、交通の分散化を図り、福崎新町交差点付近の交通混雑の緩和を図る必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

ウ 総合的判断

ア及びイで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要がある、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

福崎町役場まちづくり課

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成30年 2月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、 県民センター	紛失年月
船舶	A294354	平成31年 2月28日	姫路市	中播磨県民 センター	平成29年 8月

- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
 - (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ。
 - (2) 配布期間及び申込期間
平成30年2月13日(火)から同年3月2日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- 5 入札の場所及び日時
 - (1) 物件番号20
 - ア 場所
赤穂郡上郡町光都2-25
西播磨総合庁舎内会議室(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)
 - イ 日時
平成30年3月6日(火)午後1時30分から
 - (2) 物件番号21
 - ア 場所
赤穂郡上郡町光都2-25
西播磨総合庁舎内会議室(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)
 - イ 日時
平成30年3月6日(火)午後2時30分から
 - (3) 物件番号22
 - ア 場所
丹波市青垣町佐治378-3
兵庫県立氷上西高等学校内会議室(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)
 - イ 日時
平成30年3月5日(月)午後1時30分から
 - (4) 物件番号23
 - ア 場所
豊岡市幸町7-11
豊岡総合庁舎内会議室(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)
 - イ 日時
平成30年3月8日(木)午後1時30分から
 - (5) 物件番号24
 - ア 場所
豊岡市幸町7-11
豊岡総合庁舎内会議室(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)
 - イ 日時
平成30年3月8日(木)午後2時30分から
- 6 入札保証金
 - (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
 - (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。
- 7 入札に関する条件
 - (1) 入札書を所定の日時まで提出していること。
 - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
 - (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
 - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
 - (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった

者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

電話 (078) 341-7711 内線2550・2551



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年2月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
藍本(5) I (120000197)	三田市藍本（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年2月21日（水）から同年3月7日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所並びに三田市役所、三田市まちづくり協働センター、三田市藍市民センター及び三田市有馬富士共生センター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所河川砂防担当
〒669-1531 三田市天神1-10-14

(3) 提出期限

平成30年3月7日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年5月7日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第926号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年2月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

藍本(1) I (120000004) の項中別図4、西相野 I (120000005) の項中別図5、藍本庄(1) II (120000009) の項中別図9、三本 II (120000014) の項中別図14、藍本庄(4) III (120000021) の項中別図21、波田(2) III

(120000023) の項中別図23を次の図面のとおり改める。
 (「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成30年2月21日(水)から同年3月7日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所並びに三田市役所、三田市まちづくり協働センター、三田市藍市民センター及び三田市有馬富士共生センター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所河川砂防担当

〒669-1531 三田市天神1-10-14

(3) 提出期限

平成30年3月7日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年5月7日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年2月13日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
藍本(3) I (120000001)	三田市藍本(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
藍本(4) I (120000002)	三田市藍本(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
藍本(2) I (120000003)	三田市藍本(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
藍本(1) I (120000004)	三田市藍本(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
西相野 I (120000005)	三田市西相野(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
相野台 I (120000006)	三田市藍本(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
大川瀬 I (120000007)	三田市大川瀬(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり

日出坂(1)Ⅱ (120000008)	三田市藍本(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
藍本庄(1)Ⅱ (120000009)	三田市藍本(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
藍本庄(2)Ⅱ (120000010)	三田市藍本(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
波田(1)Ⅱ (120000011)	三田市藍本(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
三本Ⅱ (120000014)	三田市大川瀬(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
大川瀬(2)Ⅱ (120000015)	三田市大川瀬(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
大川瀬(3)Ⅱ (120000016)	三田市大川瀬(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
大川瀬(4)Ⅱ (120000017)	三田市大川瀬(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
日出坂(2)Ⅲ (120000018)	三田市藍本(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
日出坂(3)Ⅲ (120000019)	三田市藍本(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
日出坂(4)Ⅲ (120000020)	三田市藍本(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
藍本庄(4)Ⅲ (120000021)	三田市藍本(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
藍本庄(5)Ⅲ (120000022)	三田市藍本(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
波田(2)Ⅲ (120000023)	三田市藍本(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
岩倉(1)Ⅲ (120000024)	三田市藍本(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
岩倉(2)Ⅲ (120000025)	三田市藍本(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
大川瀬(5)Ⅲ (120000026)	三田市大川瀬(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
三輪上野Ⅰ (120000128)	三田市三輪四丁目(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
高次Ⅰ (120000130)	三田市高次二丁目(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
桑原東(1)Ⅱ (120000134)	三田市山田(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり

桑原東(3)Ⅱ (120000135)	三田市桑原(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
三輪(3)Ⅱ (120000137)	三田市三輪(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
三輪三丁目Ⅱ (120000138)	三田市三輪三丁目(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
三輪(4)Ⅱ (120000139)	三田市三輪(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
志手原(1)Ⅱ (120000144)	三田市志手原(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
桑原東(4)Ⅱ (120000145)	三田市山田(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
山田(2)Ⅱ (120000146)	三田市山田(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
香下(2)Ⅱ (120000147)	三田市香下(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
香下(3)Ⅱ (120000148)	三田市香下(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
尼寺(2)Ⅱ (120000150)	三田市志手原(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
志手原(2)Ⅲ (120000151)	三田市志手原(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
下槻瀬(3)Ⅲ (120000153)	三田市志手原(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
成谷Ⅲ (120000154)	三田市成谷(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
藍本(5)Ⅰ (120000197)	三田市藍本(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
相野台谷Ⅰ (220000002)	三田市西相野(別図42のとおり)	土石流	別図42のとおり
藍本東谷Ⅰ (220000004)	三田市藍本(別図43のとおり)	土石流	別図43のとおり
大川瀬東谷Ⅱ (220000007)	三田市大川瀬(別図44のとおり)	土石流	別図44のとおり
丸岡谷Ⅱ (220000008)	三田市藍本(別図45のとおり)	土石流	別図45のとおり
上相野北谷Ⅱ (220000009)	三田市上相野(別図46のとおり)	土石流	別図46のとおり
上相野中谷Ⅱ (220000010)	三田市上相野(別図47のとおり)	土石流	別図47のとおり

上相野下谷Ⅱ (220000011)	三田市上相野（別図48のとおり）	土石流	別図48のとおり
上相野南谷Ⅱ (220000012)	三田市上相野（別図49のとおり）	土石流	別図49のとおり
藍本西谷Ⅱ (220000015)	三田市藍本（別図50のとおり）	土石流	別図50のとおり
藍本庄北谷Ⅱ (220000016)	三田市藍本（別図51のとおり）	土石流	別図51のとおり
波田谷Ⅱ (220000019)	三田市藍本（別図52のとおり）	土石流	別図52のとおり
岩倉西谷Ⅱ (220000020)	三田市藍本（別図53のとおり）	土石流	別図53のとおり
岩倉東谷Ⅱ (220000021)	三田市藍本（別図54のとおり）	土石流	別図54のとおり
香下ⅠⅠ (220000120)	三田市香下（別図55のとおり）	土石流	別図55のとおり
本郷谷Ⅰ (220000121)	三田市香下（別図56のとおり）	土石流	別図56のとおり
大原ⅡⅡ (220000122)	三田市大原（別図57のとおり）	土石流	別図57のとおり
桑原ⅠⅡ (220000123)	三田市桑原（別図58のとおり）	土石流	別図58のとおり
山田ⅡⅡ (220000124)	三田市山田（別図59のとおり）	土石流	別図59のとおり
志手原谷Ⅱ (220000126)	三田市志手原（別図60のとおり）	土石流	別図60のとおり
志手原ⅠⅡ (220000127)	三田市志手原（別図61のとおり）	土石流	別図61のとおり

（別図1から別図61までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年2月21日（水）から同年3月7日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所並びに三田市役所、三田市まちづくり協働センター、三田市藍市民センター及び三田市有馬富士共生センター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所河川砂防担当
〒669-1531 三田市天神1-10-14

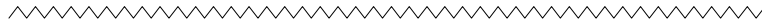
(3) 提出期限

平成30年3月7日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

(1) 提出期限
平成30年 6月13日

(2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 2月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ドラッグコスモス北今宿店
所在地 姫路市北今宿二丁目203番 1ほか

2 同法第 8 条第 1 項の規定により姫路市から聴取した意見の概要

(1) 騒音発生に係る事項

ア 付帯設備である冷凍機用室外機が「環境の保全と創造に関する条例」の第43条に基づく「騒音に係る特定施設等」に該当しているため、条例に基づく設置届出を確実に行われたい。

イ その他の設備についても、関係法令を確認の上、該当施設がある場合は届出を提出されたい。

(2) 駐車場に係る事項

出口付近の構造について、当該出口から 2 m後退した車路の中心線上1.4mの高さにおいて道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する歩行者の存在を確認できるようにされたい。

(3) 廃棄物に係る事項

ア 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第12条第 2 項及び同法施行規則第 8 条（保管基準）を順守し、適切に廃棄物を保管されたい。

イ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第12条第 5 項及び同法施行規則第 8 条の 2 の 8、第 8 条の 3（委託基準）を順守し、適切な廃棄物処理業者に委託されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第 2 課

(2) 縦覧期間

平成30年 2月13日から 1 月間



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成30年 2月13日

契約担当者

兵庫県立健康生活科学研究所 大 橋 秀 隆

1 落札に係る物品の名称及び数量

トリプル四重極型高速液体クロマトグラフ質量分析計（LC/MS/MS）の調達及び設定等

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県立健康生活科学研究所 神戸市兵庫区荒田町 2 丁目 1 番29号

3 落札者を決定した日

平成29年12月 6 日

4 落札者の名称及び住所

宮野医療器株式会社

神戸市中央区楠町 5 丁目 4 番 8 号

- 5 落札金額
80,676,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成29年10月27日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成30年 2月13日

契約担当者
兵庫県立健康生活科学研究所 大 橋 秀 隆

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
ページ&トラップ濃縮導入装置及び四重極型ガスクロマトグラフ質量分析計（GC/MS）の調達及び設定等
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県立健康生活科学研究所 神戸市兵庫区荒田町 2 丁目 1 番29号
- 3 落札者を決定した日
平成29年12月 6 日
- 4 落札者の名称及び住所
金陵電機株式会社
大阪市淀川区新高 3 丁目 3 番11号
- 5 落札金額
41,202,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成29年10月27日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成30年 2月13日

契約担当者
兵庫県立健康生活科学研究所 大 橋 秀 隆

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
高速液体クロマトグラフー四重極ー飛行時間型質量分析計（LC-QTOF-MS）の調達及び設定等
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県立健康生活科学研究所 神戸市兵庫区荒田町 2 丁目 1 番29号
- 3 落札者を決定した日
平成29年12月18日
- 4 落札者の名称及び住所
宮野医療器株式会社
神戸市中央区楠町 5 丁目 4 番 8 号
- 5 落札金額
33,696,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日

平成29年11月 6 日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成30年 2月13日

契約担当者

兵庫県立健康生活科学研究所 大 橋 秀 隆

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
トリプル四重極リニアイオントラップ型液体クロマトグラフ質量分析計の調達及び設定等
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県立健康生活科学研究所 神戸市兵庫区荒田町 2 丁目 1 番29号
- 3 落札者を決定した日
平成29年12月18日
- 4 落札者の名称及び住所
広瀬化学薬品株式会社
神戸市中央区港島中町 2 丁目 2 番 2 号
- 5 落札金額
41, 191, 200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成29年11月 6 日